

知っていますか？

自転車

ながらスマホ・酒気帯び運転

罰則強化

令和6年11月1日
道路交通法改正



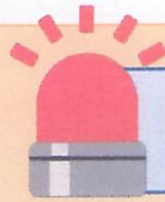
★酒気帯び運転に

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

★運転中のながらスマホに

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※停止中の操作は対象外



酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自動車だけでなく **自転車** を運転するおそれのある人には
飲ませない！ 街づくりをしましょう！

酒類提供 ...
車両の提供・同乗

厳罰！

NO

自転車を運転すると知りながら、利用者に酒類を提供する行為は、飲酒運転と同様に厳しく処罰されます。

お酒を飲んだ人に自転車を貸すなどの行為も厳しく処罰されます。



重大な事故を防ぐため、**交通ルールを遵守**しましょう